

クラインガルテン妙高 モニター利用について

令和7年3月10日

1. お申込みにあたって

(1) 利用期間

1 利用あたり最長 1 ヶ月以内

※同一人物の利用は 1 年に 1 回までとさせていただきます。

(2) 利用人数

1 名以上

※利用者は利用代表者及び申請書に記載ある人とし、利用者は年に 1 回のみ利用可能とします。虚偽が発覚した場合は利用の取消の対象となります。

(3) 利用料金

期間内一律：27,000 円（税込）

※申込時に、利用保証金として別途 10,000 円が必要です。

保証金は退去時に清算いたします。

※光熱水費を使用量に応じて退去時にお支払いいただきます。

※利用料金は変更になる場合があります。

(4) 利用の制限

次のいずれかに該当すると判断された場合、ご利用いただけませんのでご了承ください。

①公の秩序や善良な風俗を乱す場合や、暴力団を利することとなると認められるとき。

②施設や附属設備、備品等を汚損、損傷、滅失する恐れがあると認められるとき。

③妙高市に住所を有するとき。

(5) 入居・退去のできない日について

年末年始（12月29日～1月3日）は、入居・退去手続きができません。

2. 利用する施設について

(1) 利用施設

クラインガルテン妙高 11号棟・15号棟

(2) 設備・備品

【設備】

キッチン、風呂、トイレ、洗面所、IH クッキングヒーター、プロパンガス給湯器

【備品】

冷蔵庫、調理器具（鍋、フライパン）、食器、テーブル、掃除機、洗濯機、テレビ、電子レンジ、炊飯器、エアコン（2～3名利用を想定した内容になります）

※電話、インターネット固定回線、Wi-Fi 設備はありません。

※寝具はご持参いただくか、寝具店等からレンタルいただく必要があります。レンタルご希望で、寝具店等がご不明な場合はお問い合わせください。

※その他の物品は、必要に応じてご持参ください。

3. ご利用の流れ

(1) お申込み

①事前確認

事前に利用希望日の空き状況の確認をお願いします。

②申込み受付期間

・利用開始月の4ヶ月前にあたる月の1日から、その月の末日までに複数の申し込みがあった場合は抽選とし、以降申込が無ければ利用開始日の7日前まで受け付けます。

③必要書類

- ・妙高市滞在型市民農園モニター利用許可申請書
- ・妙高市滞在型市民農園利用料金減免申請書

※様式は「6. お申込み・お問合せ」中のホームページよりダウンロードいただくか、管理者までご請求ください。

④申込先

管理者へ郵送、FAX、メールで申請書を送付ください。

(2) 利用許可

利用開始日の当日、入居手続き時に利用許可書をお渡しします。

(3) 入居・退去手続き

①入退去の手続き

入居及び退去の手続きは必ず利用代表者で行います。代理人による手続きは不可となりますので予めご了承ください。

②手続き場所

ハートランド妙高（妙高山麓都市農村交流施設）

③受付時間

【入居時】 13時～16時

【退去時】 9時～11時

④必要な物

身分証明書、利用保証金10,000円（退去時に施設の清掃がなされ、かつ設備、備品などに汚損、破損、紛失等がなければ全額返却します。）

⑤料金の支払い

【入居時】

利用料金27,000円と利用保証金10,000円の合計37,000円を、入居開始日の前日までに指定の口座にお振込み下さい。（土日祝日の場合はその前日となる銀行営業日）

【退去時】

光熱水費の使用量相当分の及び基本料金の変更があった場合の差額を、現金にてお支払いいただきます。

（参考料金：平均で冬季10,000円～20,000円程度、夏季5,000円～10,000円程度、使用頻度によって大きく変動いたしますので目安としてください）

⑥入居前説明

利用に関する説明や、施設の案内等を行います。

⑥退去日の連絡

退去日の5日前までに退去する旨を事務局にご連絡下さい。連絡が無い場合ご希望の日に手続きができませんので予めご了承下さい。連絡が無い場合は期間の最終日とします。

⑥退去前清掃

清掃を行い、施設の原状回復をお願いします。完了後は、管理者の確認を受けてください。

4. 利用条件

(1) 施設の原状回復をすること

利用終了時、清掃等を行い、施設を利用前の状態へと復元してください。終了時の確認の時までに、入居時を基準にして、汚れなどが無いように入念な清掃をお願いいたします。利用者によって現状復帰ができない事案が発生した場合は、現状復帰に係る費用、又はこれに相当する費用が利用保証金10,000円を超える場合は、不足する金額を請求します。

(2) 施設や附属設備、備品等の汚損、損傷、滅失につながる行為をしないこと

(3) 騒音、悪臭、振動等により、周辺地域に迷惑を及ぼさないこと

(4) 施設の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸をしないこと

(5) アンケートの提出

利用終了時、モニター利用（短期利用）について、アンケートへのご協力をお願いいたします。

(6) 入居時の状態

入居時は、前利用者による清掃実施の状態にてお渡しいたします。ハウスクリーニングや消毒作業は行っておりません。

(7) ペットについて

犬、猫、その他哺乳類、爬虫類などのペットの持ち込みは禁止です。

ルールに反しペットを屋内に持ち込み、施設に汚損等が発生した場合は、修復のための費用と、修復の作業によって次月以降の利用料に損失が生じた場合の営業保証金等を請求する場合があります。

5. その他

(1) お申し込み後のキャンセルについて

- ・申請書の利用期間開始日の前日までにご連絡ください。
- ・申請書の利用期間開始日以降の返金はありませんので予めご了承ください。

(2) 利用の取消しについて

次のいずれかに該当する場合、利用停止または許可を取消す場合があります。

この場合、利用者に生じた損害について、管理者はその責任を負いません。

- ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき
- ・利用に関する条例、諸規定に違反したとき
- ・災害その他の事故により施設が利用できなくなったとき

(3) 施設利用料金の還付について

- ・天災、修繕等、利用者に責任がない理由によって施設が利用できなくなった場合、利用することができなくなった日数分(理由が発生した日は除く)に相当する利用料金を還付いたします。
- ・光熱水費、共益費は還付の対象外です。
- ・還付を受けようとする場合は、届出が必要となりますので管理者までご連絡ください。

(4) 損害賠償等について

故意または過失により、施設や附属設備、備品等に汚損、損傷、滅失が生じた際は、原状回復、費用を弁償いただきます。併せて、届出が必要となりますので管理者へ申し出てください。

(5) ごみ処理について

滞在中のゴミ処理については、通常の利用者と同様に、妙高市指定のごみ処理方法に従い処理し

てください。処理方法は、分別方法や排出日を明記したカレンダーを設置していますので利用時にご確認ください。現地で処理できないものはお持ち帰りとなります。

(6) 冬期間のご利用について (12月から3月)

- ・降雪時、ラウベ前面の道路は道路除雪車による除雪作業が入ります。車や物品等が置いてある場合は除雪車による除雪が出来ない場合がありますので、お車は敷地内又は共同駐車場に駐車するようお願いいたします。
- ・ラウベ入口やシャッター前面の除雪作業は利用者が除雪してください。できない場合は有料サービスにて対応可能です。
- ・2日以上施設を空ける場合は、水道の凍結防止を実施してください。凍結による破損があった場合は、修理代金をご請求いたします。※実施方法は別紙のとおり
- ・屋根雪の落雪にご注意下さい。ラウベの屋根は自然落下式の屋根のため、降雪があった場合屋根に積もった雪は落下します。その為、落下方向の屋根の下へは危険ですので立ち入らないでください。また、降雪量が多い場合は予期しない方向に落下する可能性もございますので、建物近くの移動には十分にご注意いただくとともに、車はシャッターの中、又は共同駐車場に駐車するなど、対策を講じてください。
- ・その他、豪雪地のため冬季は特に気を付けなければならない事がありますので、事前にご確認の上ご利用下さい。(例：地吹雪、低温、大雪、降雪による穴や川などが隠れる、雪崩、堆雪場等での埋没、落雪、落雷、雹、雪害による停電、路面凍結など)

適用 記載の内容は令和7年4月1日ご利用分より適用になります。

6. お申込み・お問合せ

一般社団法人 妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会

- 管 理 事 務 所 ハートランド妙高 (妙高山麓都市農村交流施設)
- 住 所 〒949-2235 新潟県妙高市大字関山6186番地1
- 開 館 時 間 9時～17時
- 休 館 日 12月29日～1月3日
- 連 絡 先 TEL : 0255 (82) 3935
FAX : 0255 (82) 3936
E-mail : info@myoko-gt.com
- ホームページ <https://myoko-gt.com/kleingarten/>